

## 3月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君   | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 大日向 進 也 君 | 9 〃   | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 10 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 4 〃   | 水 出 康 成 君 | 11 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |     |
|-----------------|-----------|-----|
| 町 長             | 山 村       | 弘 君 |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一   | 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭   | 君   |
| 総 務 課 長         | 竹 内 祐 一   | 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 長 崎 麻 子   | 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子   | 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律   | 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子   | 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗   | 君   |
| 建 設 課 長         | 高 橋 卓 也   | 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 細 田 美 香   | 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 北 沢 明     | 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 | 君   |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二   | 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶   | 君   |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博   | 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博   | 君   |
| 財 政 係 長         | 宮 原 卓     | 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓     | 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 川 島 徳 夫   | 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫   | 君   |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 橋 本 直 紀   | 君   |
4. 職務のため出席した者
- |             |         |     |
|-------------|---------|-----|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋     | 勉 君 |
| 議 会 書 記     | 井 上 敬 子 | 君   |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 長期総合計画について

中 村 忠 靖 議員

(2) 安心して暮らせる町へ

滝 沢 幸 映 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 最初に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

**6番（中村君）** 改めまして、おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

まず初めに、明日で被災から15年目となります東日本大震災では、被災された皆様に心からのお見舞いと1日も早い復興、再生が進むことをお祈りいたします。

今回の質問では、昨年12月に町からの説明がありました坂城町第6次長期総合計画、後期基本計画（素案）について質問をさせていただきます。

その中で概要版にもありましたが、1つ目に、未来へと躍動するまちとして、暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備の推進、ものづくりのまちのさらなる発展と地域経済の成長。

2つ目に、みんなの笑顔輝くまちでは、誰もが幸せで笑顔あふれ、健康で生き生きと輝き、次世代を育む文化あふれるまち。

3つ目に、つながる安心のまちとして、豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる災害に強く安心なまちであります。

そして、まちの将来像として、輝く未来を奏でるまちでは、将来像に込める思いとして次の2点があります。

1つ目に、輝く未来では、自然・人・産業が輝くまちを次世代へとつなぎ、10年後にも一人一人が夢と希望を持って輝き、躍動するまちを表しています。

2つ目に、奏でるとして、自然・人・産業・基盤のつながりとそれぞれの輝きが調和し、豊かなハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創出し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという思いが込められております。

これらのことから、坂城町第6次長期総合計画は、本町の最上位計画として人口減少社会にお

ける持続可能なまちづくりの方向性を示しています。

本年の4月から後期基本計画期間に入っていきますが、前期計画の策定時以降、以前にも増して人口減少の進行、物価高騰、災害リスクの高まりなど、まちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、先週の3月4日付、信濃毎日新聞11面に、坂城町過去最大総額80億6千万円、保健や福祉、複合施設に着工との記事が掲載されました。

そこで1つ目に、イ、後期基本計画の策定について3点お伺いします。

1、令和8年から実施予定である後期基本計画の策定にあたっての基本的な考えは。

2、計画策定にあたり、町民などから意見聴取などを行ったのか。

3、後期基本計画において、特に重点的に取り組む施策は。

以上、答弁をお願いいたします。

すいません……ロ。続けて。

**議長（中嶋君）** ロとハをお願いいたします。

**6番（中村君）** そうですか、分かりました。すいません。

続きまして、ロとして第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策について、以下3点お伺いします。

1、河川整備等について具体的にどのように施策を強化するか。またハザードマップの見直し、周知についての考えは。

2、用水路の維持管理対策及びため池の対策について、具体的にどのような施策を考えているか。

3、消防団や自主防災組織など、地域防災の担い手不足が指摘される中で、後期計画期間中にどのような支援・施策を講じていくのか。

以上について。

続きまして、3点目ですね。

**議長（中嶋君）** はい。

**6番（中村君）** 続きまして、3つ目の質問に移ります。

少子高齢化が進む中、実際の持続可能性は。

子どもを安心して産み育てられる環境と将来を担う人材にかかっていると言っても過言ではありません。

本町においても人口減少が進む中、子育て支援と教育環境の充実は最重要課題の一つであります。

第6次長期総合計画、後期基本計画の第5章では、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりを掲げ、子育て支援体制の充実、学校教育の質の向上、生涯学習の推進などを柱としております。

これは、単なる福祉政策や教育行政の枠にとどまらず、町の未来を形づくる人づくり戦略であると理解しております。

特に、共働き世帯の増加、子育て家庭の経済的負担、学力格差や不登校の問題など、時代の変化に対応した施策の進化が求められております。

人口減少が進む中、子育て支援は将来への投資であり。同時に、定住・転出抑制政策としての役割も担っております。

そこで、ハとして第5章、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりの子育て支援施策について、以下の3点お伺いします。

1、子育て支援施策の過去5年間の成果は。

2、保育・学童保育相談体制などについて、人材不足や支援の届きにくさといった課題が聞かれるが、坂城町の現状は。

3、町では、少子化対策を重要な課題と位置づけているが、その対策としてどのような子育て支援を考えているか。

以上について答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま中村議員さんから長期総合計画についてイロハと御質問を頂きました。

私からは、イの後期基本計画の策定についてお答え申し上げまして、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

まず初めに、第6次長期総合計画は、令和3年度からの10か年を計画期間とし、長期的な視点に立って政策や施策を定める町の最上位計画であり、町政運営の基本となる計画であります。

本計画の基本構想では、まちづくりの基本理念と町の将来像である輝く未来を奏でるまちの実現に向け、6つの基本目標を定めております。

また、この基本構想に掲げた将来像及び基本目標を達成するために必要な施策を体系的に整理しており、本年度は、令和8年度を初年度とする後期基本計画の策定年度にあたるため、前期基本計画5年間の取組について検証を行うとともに、社会経済情勢の変化などを踏まえ、後期基本計画に向けた課題と施策の方向性を改めて確認し、計画の策定を行っているところであります。

さて、御質問の後期基本計画の基本的な考え方につきましては、各施策の共通テーマとして、これまでも取り組んできましたSDGsの達成とデジタル変革への取組に資する事業を、引き続き、積極的に取り入れるとともに、全ての事業施策に共通する理念として新たにウェルビーイングの実現を掲げ、町民一人一人の心身の健康だけでなく、人とのつながりや安心した暮らしの中での自己実現を図るなど、社会的にも満たされた状態を高めていく取組を進めることとしているところであります。

続いて、町民などからの意見聴取についての御質問であります。長期総合計画の後期基本計画の策定にあたり、住民視点を計画に反映させるため、まず昨年7月に住民アンケートを実施い

たしました。

アンケートは、前回実施した前期基本計画策定時の調査と同様に、町内在住の18歳以上の住民から年代ごとに無作為に1千人を抽出し、371人の方から回答を頂きました。

さらに、後期基本計画の策定にあたっては、新たに中学生アンケートを実施し、坂城中学校3年生88人の皆さんからも回答を頂きました。

また、設問につきましては、前回調査と同様の項目も設け、前回結果と比較分析を行うとともにDXの推進など、新たな項目も加え、住民の皆さんの考えやニーズについて把握したところがあります。

また、長野大学の先生方に総合計画プロジェクト委員としてご参画いただき、前期基本計画の検証や今後の課題、方向性について、分野ごとに助言を頂きながら策定作業を進めてまいりました。

さらに、総合計画審議会での審議を経て素案を取りまとめ、昨年12月には、町ホームページなどで公表し、意見聴取を行うとともに、住民説明会を夜間開催も含め2回開催し、町民の皆さんから広くご意見を頂く機会を設けたところがあります。

そうした機会を通してお寄せいただきました意見等を反映した最終的な計画案につきましては、総合計画審議会にお諮りし、先月答申を頂いたところがあります。

今後、内部決裁を得て年度末までに策定を完了する予定で進めておるところであります。

続きまして、後期基本計画における重点施策について申し上げます。

後期基本計画の5年間におきましても6つの基本目標に基づき、各施策を推進してまいります。その中でも後期基本計画の重点事業となりますのが新複合施設整備事業であります。

老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを統合し、子育て支援センター、地域包括支援センターを配置するとともに、図書館機能の一部を含めることで保健・福祉・子育て分野の基幹的拠点として全ての人が安心できる居場所となるとともに、人がつながり、笑顔につながるウェルビーイングの実現空間を目指し整備する新たな複合施設は、現在、実施設計を進めており、令和8年度から建設工事に着手し、施設本体工事は9年度中の完成を、その後駐車場を含む外構工事を行い、10年度中の全体完成を目指しているところがあります。

新たな建物は、空調や電力、照明など、高効率省エネルギー設備の導入や太陽光発電、蓄電池の配置、設置など、環境負荷の低減に配慮するとともに、災害時には、福祉避難所として活用できる体制を整備し、平時、有事の両面で町民の安心を支える施設としてまいります。

次に、町内の基盤整備といたしましては、国道18号バイパス坂城町区間及び主要地方道坂城インター線の早期開通に向け、国・県と連携し、取り組むとともに、町内の主要幹線道路の整備を進め、環状道路網の形成を図ってまいります。

また、循環バスやデマンド交通を、乗合タクシーですね、これを活用し、移動が困難な高齢者

や障がい者をはじめ、全ての人が利用しやすい優しい地域公共交通の仕組みづくりを進めてまいります。

D Xの推進につきましては、自治体統合アプリの運用や汎用型G I Sシステムの導入、新複合施設のデジタル化などを進め、住民サービスの向上と業務の効率化を図ってまいります。

また、産業振興分野では、地域農業を支える施策として、有害鳥獣対策や農業基盤整備を進めるとともに、公益財団法人さかきテクノセンターへの支援など、ものづくり町としての強みをさらに高めてまいります。

防災環境分野では、地球温暖化の影響などによる自然災害への備えとして、農業用ため池改修や防災設備の整備を計画的に進めるとともに、太陽光発電等のクリーンエネルギーの導入促進や省エネルギーと維持管理コストの低減のため、町内公共施設の照明器具のL E D化のほか、葛尾組合が環境負荷低減に向け整備する新リサイクルセンターの稼働に合わせ、新たに製品プラスチックの分別収集を開始するなど、循環型社会を目指し、災害に強く、環境に優しいまちづくりを推進いたします。

最後に、子育て・教育分野では、少子化が進む中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させ、安心して子育てができる環境を整備するとともに、移住定住の促進や各種支援制度の充実により、坂城町を選び、住み続けていただける環境づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

後期基本計画における町の重点施策について主なものを申し上げましたが、今後も様々な施策を着実に推進し、町の将来像である輝く未来を奏でるまちを目指すとともに、住民一人一人の心身の健康や充実に加え、社会的にも満たされた状態であるウェルビーイングの実現に向け、魅力ある地域づくりと暮らしやすい環境づくりを促進し、住みたい、住み続けたい、この町に暮らしてよかったと感じていただけるまちづくりに力を尽くしてまいりたいと考えております。

**建設課長（高橋君）** 私からは、ロ、第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策についての御質問のうち、河川整備等の強化とハザードマップについてお答えいたします。

町では、坂城町第6次長期総合計画、後期基本計画、第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりにおいて自然と共生する治山治水対策の施策の一つとして、自然災害に対する危険箇所の把握や周知に努め、関係機関と連携した治山治水対策の推進を掲げることとしております。

町の主要河川につきましては、中央を流れる国土交通省が管理する千曲川をはじめ、県管理の一級河川、町が管理する準用河川など、合わせて15本の河川を抱えております。これらの水系を適切に管理し、災害に強い安全なまちづくりを進める必要があると考えているところであります。

主要河川のうち、一級河川、千曲川につきましては、毎年、国土交通省の千曲川河川事務所や町消防団幹部、地元区長、町の建設課において合同巡視を実施しており、今年度につきましても、

昨年5月に、洪水時に、越水、漏水、崩壊などの危険性が高い重要水防箇所6箇所のほか、災害予防や災害時等に必要となる各水防倉庫内の資機材などの確認を行ったところであります。

また、重要水防箇所を含む千曲川改修整備要望箇所につきましては、町と上田市、千曲市、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯山市の6市2町で組織する千曲川改修期成同盟会、こちらにおいて毎年、国土交通省や北陸地方整備局などに要望活動を実施しており、重要水防箇所を優先的に整備していただけるよう働きかけを行っているところです。

一方、県管理の河川等につきましては、毎年実施しております千曲建設事務所との地域づくり懇談会、こちらにおいて県道等の道路改修や道路維持なども含めた地元などからの要望があった箇所について現地調査を行う中、今年度につきましては、道路2箇所、道路維持8箇所、河川2箇所、河川維持5箇所、砂防17箇所の計34箇所について要望を行いまして、対応方針等、検討していただいたところであります。

また、県管理の一級河川につきましては、日頃から河川愛護団体である各自治区の皆様により、県の河川愛護活動支援事業に取り組んでいただいております。今年度は、19区において草刈りや除草作業などを実施し、河川維持管理にご協力を頂いたところであります。

続きまして、今年度の河川しゅんせつ工事の実施状況でございますが、県管理河川につきましては、日名沢川や谷川など、町管理の河川では、小網沢川沈砂地や名沢川について実施したところであります。

また、しゅんせつ工事以外でも県が事業主体となって実施している土石流などを防止する砂防事業といたしまして、これまでに洞岩沢川や金井蝮沢川などにおいて、砂防堰堤工事を実施した経過がありますが、今年度は、名沢川上流部において堰堤工事を実施しているほか、小網公民館上の小網沢川上流部におきましても、砂防堰堤工事の実施に向けた測量設計を行っているところであります。

今後につきましても、町内主要河川等の改修が必要な箇所につきましては、引き続き、国や県などに対して要望活動や意見交換などを行う中、早期に事業を着手していただけるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えているところであります。

また、町管理の河川につきましては、地元の皆様の声をお聞きする中で、日頃からパトロールなどを行うことで、常に状況を把握し、河川整備に努め、安心安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、ハザードマップの見直し、周知についてお答えいたします。

さかきまち防災ハザードマップにつきましては、平成28年5月末に公表となった新たな千曲川浸水想定区域を取り込んだものを作成し、同年中に全戸配布をした経過がございます。

そのハザードマップを基に、新型コロナウイルス感染症対策など、新たな項目を掲載した改訂版とともに外国語版も作成し、令和3年に再度、全戸配布をしたところであります。

ハザードマップは、避難場所や避難施設などの防災関係施設の位置などを表示しているほか、土砂災害、水害、ため池決壊などの被害想定区域や、もしもの場合に備える災害の基礎知識や避難の心得、非常時の持ち出し品等、非常に重要な情報が掲載されているところでもあります。

そのため、ご自宅や職場などの身近な場所が被害想定区域なのかをご確認いただくとともに、避難場所や避難経路について話し合う際などに、ご活用していただければと考えているところでもあります。

また、最近では、市町村などから避難情報が発令される前に、自主的に避難行動を起こすマイタイムラインや町のハザードマップとは別に、その地域に特化した独自の地区防災マップの作成も進められており、これまでに上平区や鼠区、金井区、小網区、坂端区の5地区において作成されております。

さかきまち防災ハザードマップにつきましては、令和3年の更新から5年以上経過し、防災気象情報など、頻繁に見直しをされていることや県管理の一級河川の浸水想定区域も公表となったことから、令和9年度に見直しを実施し、更新を計画しているところでもあります。

今後、関係機関や庁舎内の関係部署と協議する中で、より見やすい、使いやすいハザードマップとなるよう、掲載する情報の種類や掲載方法などを検討するほか、周知方法につきましても、これまでと同様に、印刷物の配布や町ホームページなどへの掲載、毎年実施している町総合防災訓練、出前講座など、様々な機会を通じて多くの皆様にご活用いただく機会を設けてまいりたいと考えているところでもあります。

また、これまでの周知方法に加えまして、この3月23日から運用が開始されます自治体総合アプリ「さかきコネクト」こちらも活用し、ハザードマップを含めた防災情報の提供も考えているところでもあります。

**商工農林課長（北村君）** 私からは、口の第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策についてのご質問のうち、用水路の維持管理対策及びため池の対策における具体的施策についてお答えいたします。

用水路につきましては、農地へのかんがい用水の供給という機能だけでなく、大雨時の雨水を受け入れて洪水を防ぐ機能や防火用水としての機能、また生態系保全や景観形成、地下水涵養といった多面的機能を有していることから、町では、老朽化した用水路の改修を計画的に進めているところでもあります。

用水路を改修する際には、過去の溢水被害などの発生状況も考慮し、水路の規格を大きくするなどの防災・減災対策を進めております。

また、溢水被害が報告されている地域への対策につきましても、新たに排水路を整備し、排水の分散化を図るなど、被害の軽減に努めてきております。

そのほか、防災・減災対策にあたって、水門につきましても重要なインフラであります。

気候変動により大量の雨が降ることが増加しており、急な水位上昇への対応や水門管理者の安全を確保するため、町では、主要な水門の自動化の整備を順次進め、坂城地区の前田用水排水ゲートや村上地区の六ヶ郷用水にある表樋、払樋、また南条地区の欠口用水、会地排水門など、町内では8か所の水門の自動化を整備してきております。

今後は、さらに局地的な豪雨への対策として水門の遠隔化も進め、主要な水門を遠方から開閉操作することにより、安全かつ迅速な水門管理を行ってまいりたいと考えております。

議会初日に提案させていただいた令和8年度当初予算には、南条地区の会地排水門と六ヶ郷用水の表樋、払樋の遠隔化に係る測量設計費及び工事費を計上させていただいております。他の水門につきましても、順次、遠隔化を進めてまいりたいと考えております。

次に、ため池につきましても、雨水の一時貯留により下流河川の氾濫を防ぐ重要な洪水調節機能としての役割を担っており、大雨が想定される際には、事前に、ため池の水位を下げて容量を調整する運用も行っているところであります。

一方、ため池は、豪雨や地震など、自然災害における決壊のリスクも有するインフラであり、西日本から東海地方を中心に記録的な大雨となった平成30年の7月豪雨では、2府4県の農業用ため池32箇所が決壊したという事例もございました。

国では、こうした状況を踏まえ、農業用ため池を適切に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的に、令和元年7月に、農業ため池の管理及び保全に関する法律を制定いたしました。

また、翌年の令和2年10月には、ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的とした防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、防災重点農業用ため池の防災工事の推進が図られております。

町では、このような情勢を鑑み、決壊した際の被害想定区域に住宅や公共施設等が含まれる防災重点農業用ため池を町内で6箇所指定し、国の補助金を活用しながら、県においては、豪雨耐性評価を、町においては、地震耐性評価を実施してまいりました。

今後は、この調査結果に基づき、堤体や洪水吐きなどの改修工事を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、町では、防災・減災対策としてほかにIoT技術を活用した遠隔監視システムを導入し、水位情報や監視カメラによる排水の状況の確認を町内2箇所の防災重点農業用ため池で行っております。

このほか、災害により決壊した際に、町民の方が迅速な避難行動を取っていただけるように、ハザードマップにより浸水想定区域の周知も行っております。

万が一に備え、お住まいの場所と避難場所のご確認をお願いいたします。

また、ため池にたまった土砂は、ため池の貯水機能を低下させるだけでなく、周辺的生活環

境への影響も懸念されることから、町では、計画的にため池の土砂の撤去も行っており、令和8年度当初予算では、土井の入2号のしゅんせつ工事の経費を計上させていただきました。

このように、用水路やため池は、住民生活と自然環境を支える重要なインフラであります。

今後も安全性の確保と管理の効率化を進め、将来にわたり適切に保全管理してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ロ、第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策についてのうち、後期計画期間中の地域防災の担い手支援対策につきましてお答えいたします。

町における消防防災施策につきましては、坂城町第6次長期総合計画、前期基本計画、第4章第2節、生命を守る消防・防災に記されているとおり、住民の生命・身体・財産を守るため、常備消防、非常備消防の充実強化を図るとともに、自助・共助・公助を併せ持った地域防災力の向上を総合的に推進してまいりました。

後期基本計画においては、近年、全国で頻発している大規模地震や局地的大雨、大型台風などの大規模災害対策や消防機関をはじめとする防災関係機関による消防活動体制、高度、多様化する救急・救助活動体制の強化を図る必要があるため、消防体制の基盤強化と総合防災体制の確立を柱として総合的な施策を推進してまいります。

まず、消防体制の基盤強化についてであります。災害発生時においては、消防機関が中心となり、迅速かつ的確な消火・救急・救助活動が行えるよう、常備消防の人員や資機材の効率化、重点的な整備を支援してまいります。

地域防災の中核としての重要な役割を担っている消防団におきましては、消防団施設や車両、設備などの定期的な更新や装備の充実、消防水利の適切な維持管理に努め、活動環境の改善に取り組み、持続可能な消防団運営体制の確立を目指すとともに、広報活動を通して自治区や自主防災組織、民間事業所などのご協力を頂く中で団員確保に努めてまいります。

併せて、ポンプ操法講習会や中継送水講習など、各種訓練や研修を実施し、団員の資質向上にも努めてまいります。

次に、総合防災体制の確立についてであります。町地域防災計画に基づき、関係機関、自主防災組織、民間事業所などが相互に連携して災害予防、災害情報提供、災害応急対策、災害復旧を実施する体制を確立し、社会基盤の整備と一体的に自然災害に対する強靱性の向上に取り組むこととしており、大規模災害時には、行政の対応だけでは限界があることから、共助として地域全体で支え合う体制を構築することが重要であります。

地域における初動対応力を高めるため、地区を対象とした防災学習会や総合防災訓練を通じて防災知識及び実践力の向上を図り、危険地域や避難経路、町との連携体制の確認を行うことで、災害発生時に円滑な対応が可能となる体制を構築してまいります。

防災施策におきましては、住民の防災意識向上と地域連携の強化が重要であり、防災講座や総合防災訓練、防災教育などを通じて、日常的な備えとして避難行動の確認や家庭内備蓄の習慣化を推進してまいります。

**子ども支援室長（橋本君）** 私からは、ハ、第5章、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりの子育て支援施策についてのご質問にお答えいたします。

坂城町第6次長期総合計画におきましては、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう多様なニーズに応じ、保育や幼児教育、就学期まで、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーなどの専門職の関わりによる切れ目のない総合的な子育て支援に取り組むとともに、地域における子育てネットワークづくりを進め、坂城の子は坂城で育てるのを理念の下、地域全体で安心して子育てができる環境づくりを推進していくとの基本目標に沿って、様々な子育て支援施策の推進を図っているところであります。

ご質問の過去5年間の成果について、長期総合計画、前期基本計画の施策の内容ごとにお答えいたします。

初めに、核家族化の進行や働く女性の増加、支援が必要な子どもの対応など、多様化する子育てニーズへの対応につきましては、保育園では時間外保育、3歳未満児保育、一時預かり保育、要支援児保育の実施などのほか、使用済みおむつの自園処理を実施するなど、保育サービスのさらなる充実を図るとともに、安心して子どもを預けることができる保育園の体制を確立してまいりました。

また、南条保育園での地域の稲作農家による米づくりの体験や地域のボランティアによるしめ縄づくりの指導などをはじめ、他園におきましても、地域ごとに特色ある保育園づくりを行ったことにより、地域全体で子どもの健やかな成長を支える取組を進めることができたほか、外国語指導講師の保育園訪問の実施により、早い時期から英語や異文化に触れる機会の提供をすることができました。

子育て支援センターでは、7か月児に絵本をプレゼントするブックスタート事業に加え、新たにセカンドブック事業として3歳児にもプレゼントを実施し、乳幼児期から本に親しむ環境づくりをさらに進めてまいりました。

児童館につきましては、全ての来館児童を対象に健全な遊びの場を提供し、児童館で実施している共働きやひとり親家庭などを支援するための放課後児童健全育成事業につきましても、一定の知識や技能を習得した放課後児童支援員を適切に配置し、放課後の受皿を確保し、提供することができました。

また、子育て世帯への経済的支援といたしましては、従来の保育園保育料の第3子以降無償化に加え、年収約360万円以下相当世帯について第1子を半額、第2子を無償化、年収約360万円以上相当世帯について同時通園に関わらず、第2子を半額とする軽減策の拡充を図る

こととし、保育園副食費の無償化や小中学校の給食費についても無償化することとしたほか、副食費を徴収しないこととした幼稚園等に対する補助制度も創設いたしました。

そのほか、子どもの福祉医療費の窓口負担の無料化や妊娠届出時と出産後にそれぞれ5万円の給付と相談支援を一体的に実施する事業の開始などといった様々な施策により、子育て世帯への支援を図ることができたものと考えているところであります。

次に、子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携における相談支援体制の充実につきましては、子育て支援センターと保健センターを中心に保健・福祉・医療・教育など、関係機関との連携と情報共有を図り、子育てや家庭教育について妊娠・周産期からの一貫した切れ目のない相談支援、情報提供の充実を図ってまいりました。

とりわけ、子育て支援センターにおきましては、家庭児童相談員や公認心理士など、専門職による相談体制の充実を図るとともに、子育てサークルの育成など、総合的な子育て支援に取り組み、子育てに対する不安の解消と健やかな子どもの成長を地域社会全体で支える仕組みの構築を図ることができたと考えております。

また、就学に際しては、教育・心理カウンセラーや教育コーディネーターの配置による相談体制の充実などにより、子どもの成長の把握に努めるとともに、就学先の学校と連携し、継続的な支援を行うことができました。

そのほか、虐待防止に向けた関係機関との連携につきましては、子育て支援センターを中心に、児童虐待の通告などに対し、迅速な対応に努め、子育て家庭の社会的孤立や家庭における児童虐待を防止するため、児童相談所や保健福祉事務所、医療機関など、専門機関との連携を強化し、妊娠・周産期からの切れ目のない相談支援体制の充実を図ることができたところであります。

次に、ひとり親家庭の支援につきましては、福祉医療費の給付を行うとともに、医療に係る費用を一時的に貸し付ける福祉医療費サポート資金の貸付けをはじめ、生活資金や教育に係る資金についても各種制度を活用し、経済的支援を実施したほか、生活や就労などに課題を抱えている方については、必要な支援や生活の立て直しができるよう、関係機関へつなげるなど、相談支援体制の強化を図ってきたところであります。

続きまして、保育・学童保育相談体制などについての町の状況であります。議員さんからのご質問にありましたとおり、近年、人手不足、とりわけ専門的な知識や技能を持った人材の不足が深刻化していると言われており、その背景には、少子高齢化や転職の増加など様々な要因があると言われております。

当町におきましても、保育園での保育士の確保や学童保育での支援員の確保、相談体制を整えるための専門知識のある人材の確保については容易ならざるところではありますが、現時点では、保育士や支援員は、それぞれの配置基準に基づき、適切に配置ができる状況であります。

また、相談体制につきましても、先ほどの長期総合計画の5年間の成果として申し上げます

とおり、専門職を配置し、相談体制の充実を図り、専門的見地から指導・助言するほか、子どもだけでなく保護者も含めた個別の案件に対応し、カウンセリングなどを適時適切に実施できているところであります。

なお、それらの専門職については、日頃から相互に連携しているほか、保健センターの保健師等とも連携し、妊娠・周産期からの切れ目ない相談体制の構築に努めているところであります。

今後も、保育園の保育士をはじめ、学童保育の支援員や相談体制を整えるための専門職につきましても、適切に配置をし、保護者が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、一人一人に寄り添った支援ができるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、少子化対策としての子育て支援についてであります。少子高齢化の傾向が続く中、国においては、こども・子育て支援加速化プランを策定し、経済的支援をはじめ、様々な取組を推進しているところであります。

町といたしましても、少子化対策を重要な課題と認識しており、町の長期総合計画に位置づけ、現在、様々な施策を実施しているところであります。

子育て支援といたしましては、保育料の無償化や軽減、保育園副食費及び学校給食費の無償化、幼稚園等への副食費の助成などの経済的支援を継続していくとともに、専門職の配置による相談支援体制の充実など、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

新たな支援策といたしましては、今後予定されている新複合施設の整備により、保健センターと子育て支援センターが同施設へ入ることで、より緊密な連携が可能となります。

これにより、保健・福祉・医療・教育などの関係部署が一体となった相談支援体制を構築し、支援のさらなる充実が図れるものと考えております。

併せて、本年4月から実施するこども誰でも通園制度など、子育て世帯のニーズに合わせた施策の実施により、引き続き、効果的な子育て支援施策、引いては、効果的な少子化対策となるよう着実に推進してまいりたいと考えております。

一方で、少子化という現状を一人一人に寄り添ったきめ細かな支援ができる好機と捉え、坂城の子は坂城で育てるという理念の下、誰もが安心して子どもを産み育てられる町を目指し、妊娠・出産期からの切れ目ない総合的な子育て支援施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

**6番（中村君）** ただいまは、各項目について山村町長、また各担当課長から今後の推進施策並びに取組について詳細な説明を頂きました。

最後に、まとめとして坂城町第6次長期総合計画、後期基本計画（素案）では、第4章、災害に強く環境に優しいまちづくりと第5章、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりがこれからの町の持続可能な発展を支える重要な柱であると考えております。

近年、自然災害は激甚化、頻発化しており、防災・減災対策の強化は、町民の生命と財産を守

る上でも最も重要な課題の一つであります。

また、環境への配慮や脱炭素の取組は、地域の持続可能性を高めるとともに、将来世代への責任を果たす取組でもあります。

一方、人口減少や少子化が進む中において、子育て支援や教育環境の充実は、若い世代が安心して暮らし続けられるまちづくりの基盤となります。

子どもたちが健やかに育ち、学び、将来に希望の持てる環境を整えることは、町の未来をつくる上でも最も重要な投資であると考えます。

防災・減災、そして子育てと学びの施策を着実に推進することが安心して暮らせるまち、そして次の世代へ希望をつなぐ町づくりにつながるものと考えております。

今後の具体的な取組と着実な施策の推進を期待し、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、12番 滝沢幸映議員の質問を許します。

**12番（滝沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、今回、自席で着座にて一般質問を行う許可をいただきました。ご理解とご配慮に議会並びに理事者をはじめ、町執行部の皆様に感謝を申し上げます。

では、質問に入ります。本年は町の最上位計画であります坂城町第6次長期総合計画の折り返し地点を迎えております。私としての評価ですが、この5年間の中で、町民、行政とも、コロナ感染症対応に翻弄された多くの日々がありました。しかし、町の迅速な対応で施策を執行していただき、各関係機関との連携とご尽力もいただく中、ほかの事業と併せ、着実に執行をされてこられました。ここに敬意を表するところです。これからの5年間も、多くの重要施策が進められるわけですが、全ての町民に寄り添い、安心・安全に、そして豊かに暮らすことができる町づくりをさらに推進していただきたいと願うところです。

今回は、1、安心して暮らせる町へとして、イ、ロ、ハ、3つの項目について取り上げます。

1番目に、町道の整備について伺います。イとして、歩行者が安全に通行するための町道整備は。都市計画マスタープラン及び国土利用計画によりますと、町道は13路線、総延長2万8,800メートルの整備計画が決定されており、道路改良整備、町土の有効利用と基盤整備を促進し、危険箇所の解消やバリアフリー化を進め、快適な生活道路の整備を図るとしております。私たちは、普段、自動車での利便性に目が行きがちですが、歩行者等の目線で道路状況を見た場合、弱い立場の方々には、その安全性と環境はまだまだ不備な点があります。そこで町道のバリアフリー化、歩行者、児童生徒、自転車、電動車椅子、シニアカー等の通行において、安全・安心に

ついでに整備の現状と今後の取組を伺います。

次に、ロ、介護保険制度とサービスについて取り上げます。介護保険制度は、2000年に創設された制度で、26年が経過しました。それまで高齢者がいる家庭で介護が必要になった場合、家族が全ての世話をするという大変に大きな負担となっていました。その中で、社会全体で支え合う仕組みができ、介護者の状況や家庭環境にも配慮し、様々なサービスが受けられるようになり、今日に至っております。ただ、現状は問題点、課題も多く、今後の事業を進める上では多くの懸念があります。介護保険制度は非常に広範囲にわたります。今回は現状と問題点、今後の取組などについて質問をいたします。

1として、介護保険サービスの利用状況は。サービスの利用状況と問題点、課題は。また、今後の取組への考えは。長野県では進む高齢化、介護人材の不足、サービスの維持困難地域問題、介護事業所の賃金等を含む事業運営問題、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年問題と、保険制度の維持、可能性に関する課題があるとしております。

次に、3年ごとに実施されている実態調査について、その目的と内容を伺います。

2としまして、介護認定者の推移は。ここ3年の要支援・要介護者の推移は。また、更新時に介護度が重くなった、または軽くなったなどの推移の状況はどうでしょうか。

3として、ケアマネジャーとの連携は。ケアマネジャーさんと町との情報交換と共有はどのようになされているのでしょうか。また、介護認定者にとってケアマネジャーさんが作成するケアプランによるサービス提供は、介護を受ける場合、大変に重要であります。ケアマネジャーさんの位置づけと役割について伺います。

次に、4として、車椅子タクシー利用者に補助をです。歩行困難者など車椅子での行動は大変限られ、困難が伴います。その場合の車椅子タクシー利用時に補助金等の支援を望みたいと思います。これは社会福祉協議会の外出支援サービスでは利用目的が限られているためであります。

町内事業者によりますと、車椅子タクシー利用者はそこそこいらっしゃる、松代方面の医療機関、上田地域のショッピングモールなどを利用されている方もいるようです。料金は通常のタクシー代ですが、日常、頻繁に利用するには費用の負担が大きく、補助をしていただければ行動範囲も広がり、利便性につながります。ぜひとも検討をお願いするところです。

次に、ハとして、デマンド交通について質問いたします。超高齢化時代を迎え、当町の高齢化率は令和7年度に36.94%と年々上昇しており、人口が減少する中、毎年5千名を超える高齢者がいらっしゃいます。また、運転免許証の返納者も令和7年が56名、この5年間で247名と、年50名前後の方が手続を行っているとの報告であります。令和6年度までのデマンド交通の実証実験を経て、令和7年度から本運行がスタートいたしました。町民の皆様の足として、また利便性の向上を図る目的として、大変重要な取組と捉えております。

そこで、1として、デマンド交通の令和7年度の成果と実績、また課題を伺います。内容としては、登録者数、停留所の利用状況、利用者の声、事業者の反応等であります。

次に、2として、デマンド交通の利用範囲の拡大であります。1つ目に停留所の増設を検討いただきたいということです。現在、多くの目的地、停留所が登録されておりますが、飲食店の登録と、登録されている公共施設に加え、バラ公園などの各公園、鉄の展示館などの展示館等、それぞれの増設を望みます。そのことにより、利用範囲の拡大と活性化に期待ができると思えます。

2つ目に、年齢条件の引下げを検討いただきたいということです。現在、75歳以上の高齢者が利用できる対象ですが、様々な身体的状況で移動が困難な方向けに、その事情により年齢を引き下げでの利用登録を望むところです。

3つ目として、土・日運行への拡大と利用時間延長の検討をいただきたいということです。現在、5時までの運行ですが、午後8時頃まで延長していただければ、町内飲食店等で食事しても利用できるということで、その活用範囲が広がると思えます。町の財源と事業者のマンパワー等の問題はあると思えますが、ぜひ進めていただきたい事案であります。

では、以上につきまして質問をいたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから安心して暮らせる町へというテーマでご質問いただきました。前議長というお立場でありますので、多分3年ぶりの一般質問かなというふうに思っております。私からは、イ、ロ、ハのご質問の中の、ハのデマンド交通についてのご質問にお答えしまして、イとロにつきましては、それぞれ担当課長からお答えいたします。

当町のデマンド交通乗り合いタクシーにつきましては、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、令和4年4月から令和6年度末まで3年間の実証実験期間を経て、今年度から本運行を開始したところであります。

利用対象は75歳以上の高齢者の方で、料金については1回の利用につき500円、既存のタクシー車両を使用して、土・日を除く平日の午前9時から午後5時まで、1日8時間の運行を行っているところであります。

利用にあたりましては、事前に利用者登録が必要となりますが、登録後は事前の利用予約により自宅から医療機関や商業店舗など、町内49か所の停留所までの区間について、乗り合いによるドア・ツー・ドアのサービスを受けられるものであります。

ご質問のデマンド交通の令和7年度の成果と実績、また課題についてであります。今年度は、これまでの実証実験期間中に利用者の皆様から一番多く寄せられていた要望である運行時間の延長について、運行事業者のご理解とご協力をいただく中で、1日5時間から8時間に延長し、運行を開始いたしました。

令和8年2月末現在の登録者数は452名となっており、今年度、新たに62名の方に登録し

ていただき、1月末時点で延べ4,262名の方にご利用いただいております。月平均の利用者数は426名で、令和6年度の280名を大きく上回っている状況であります。これは広報やホームページ等を活用した事業の周知のほか、先ほど申し上げました運行時間の延長や停留所の増設など、利用者の皆様の要望を踏まえた利便性向上の取組の成果が表れているものと考えているところでもあります。

また、停留所の利用状況についてであります。今年度の1月末時点における施設区分ごとの利用実績といたしましては、医療機関が最も多く、705件の利用で全体の34%、次いでスーパーやコンビニなどの商業施設が669件で32%、続いて、金融機関が273件で13%、役場や、びんぐし湯さん館などの公共施設が219件で11%、坂城駅、テクノさかき駅が150件で7%の利用となっております。

また、利用者の皆様からの要望につきましては、運行時間の延長に関するものが多く寄せられていたところですが、今年度の本運行から8時間に延長したことにより、午後から出かける際に帰りの時間に余裕ができ、安心して利用できるとの声がある一方、地元の集まりや習い事などで公民館を利用するため、停留所として追加してほしいといった声もお聞きしているところでもあります。

また、運行事業者の反応といたしましては、昨今のドライバー不足の影響を心配する声もありますが、現行の運行エリアや運行日、利用対象者、利用料金、利用方法などであれば、既存のタクシー事業と共存して支障なく運行できているとお聞きしているところでもあります。

続きまして、デマンド交通の利用範囲の拡大についてのご質問であります。現在、利用者からの要望を受け、一部公民館と衣料品販売店舗への停留所増設を検討しているほか、鉄の展示館や、ふるさと歴史館、バラ公園などの町の公共施設につきましても設置の検討をしているところでもあります。飲食店や公共施設等への新たな停留所の設置につきましては、今後も利用者や住民の皆様のご意見やご要望をお聞きするとともに、停留所となる施設や店舗等の管理者及び事業者様に設置の意向について確認する中で、町公共交通会議や地域交通利用促進協議会、北陸信越運輸局などの関係機関、また運行事業者とも協議し、検討を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、利用対象者の年齢条件の引下げ、また土・日の運行と利用時間のさらなる延長についてであります。デマンド交通事業導入当初から、利用対象者の年齢条件や運行エリア、運行日、利用料金、運用方法などについて北陸信越運輸局等の関係機関や運行事業者と協議を重ね、既存のタクシー運行とデマンド交通が共存できる範囲で決定してきた経過がございます。

また、運行事業者の保有車両台数や運転手の人数にも限りがある中で、利用対象者の増加による乗り合いタクシーの運行体制の影響と既存のタクシー事業との共存を考慮いたしますと、運行事業者において対応が可能かどうかも含め、慎重な検討が必要であると考えております。

町といたしましては、今後も、より利便性の高い地域公共交通の構築を目指して、デマンド交通乗り合いタクシーと循環バス、しなの鉄道といった複数の交通手段の効率的な連携を目指すとともに、利用者や町民の皆様のご意見、ご要望等をお聞きする中で、必要に応じた見直しを検討し、より多くの方が便利に利用できる仕組みづくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

**建設課長（高橋君）** 私からは、安心して暮らせる町へのご質問のうち、イの町道の整備についてお答えいたします。

歩行者等が安全に通行するための町道整備のご質問でございますが、町の道路整備全般において現在実施している主な整備箇所といたしましては、道路改良事業として町道A01号線、南条・金井工区及び保地工区や、町道A06号線、村上工区、また舗装修繕事業として町道A01号線、四ツ屋・御所沢地区などがあります。

町道A01号線道路改良事業につきましては、南条の鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用する中、事業を行うとともに、中之条逆木通り、文化センターグラウンド北側の交差点から南に向けては、都市計画の街路事業により整備を実施してきたところであります。

現在は、平成19年度より事業着手しております南条小学校東側の延長270メートルの金井工区と、令和3年度より事業着手している金井振興センター入り口付近の延長227メートルの保地工区、こちらの2工区につきまして国の交付金事業により道路改良を進めており、整備した箇所につきましては、道路幅員9メートル、両側歩道幅員3.5メートルの全幅16メートルの規格となっているため、歩行者や自転車、電動車椅子、シニアカー等に対応し、バリアフリー化が進んでいると認識しているところであります。

また、平成29年度から事業着手した町道A06号線、村上校区につきましては、県道長野・上田線との交差点から大望橋方面へ東側へ、将来、国道バイパスへ接続する間の延長約310メートルの道路改良事業であり、現在、県道長野・上田線交差点から約210メートル付近まで完成している状況であります。この道路につきましては、車道北側に歩道を設けており、通学路として歩行者の安全確保につながると考えるところであり、今後、残りの整備を実施し、来年度には事業完了を予定しているところであります。

また、町道A01号線舗装修繕事業につきましては、平成27年度より文化センターグラウンド北側信号交差点、そこから北へ向けて舗装修繕を毎年継続して実施しており、交差点から約900メートル付近の四ツ屋・御所沢地区までの工事が完了している状況であります。今年度につきましては、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近の一部幅員が狭い箇所について、車道幅員を約7メートルに拡幅する工事も含めた約110メートルの区間について、地権者のご協力や長期間にわたる交通規制などにご理解とご協力をいただく中、舗装修繕工事が完了したところであります。舗装修繕事業につきましては、一部を除き、拡幅や歩道整備等を実施する内容では

ございませんが、路面状況がよくなり、外側線等も新たに設置することから、安全面の向上につながるかと考えておりますので、今後につきましても引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、主な事業箇所以外につきましても、安心安全な道路整備の一環として、通学路の安全確保にも重点を置き、平成24年度より、毎年、通学路合同点検を実施しており、今年度も通学路危険箇所の要望について、各学校、PTA、警察、教育委員会、住民環境課、建設課により、現地における合同点検を実施したところでございます。

これまでに実施した通学路の安全対策といたしましては、坂城小学校北交差点、旭ヶ丘の元点滅信号の交差点、南条、金井橋交差点付近などについて、交差点のカラー舗装化を実施したほか、四ツ屋ガソリンスタンドから国道18号四ツ屋信号交差点まで、また、上平、若草団地入り口及び村上地区備蓄庫付近のグリーンベルトを新たに設置する工事を実施し、安全対策を図ってきたところであります。

そのほかにも、より小規模な道路などの安全対策といたしましては、各自治区などのご協力をいただく中で、町単補助事業や交通安全施設設置事業の要望内容を基に現地調査を行い、ガードレールや転落防止柵及びカーブミラーの設置、また、区画線や路面標示などの設置について実施し、交通安全施設の整備を図っているところであります。

このように、安心・安全な道路環境となるよう、主要町道の整備とともに、地元などからの要望も取り入れた整備を行う中、これまでも様々な安全対策などの整備を進めてきたところであります。今後につきましても、主要道路の未整備区間について、早期完成となるよう、事業進捗を図るとともに、引き続き、地元や学校などの要望による安全対策を実施し、歩行者や自転車、電動車椅子、シニアカーなどが安心して通行できるよう、安全な通行空間の確保に努め、より一層、安心・安全に利用できる道路整備を目指してまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、ロ、介護保険制度とサービスについてのご質問に順次お答えいたします。

まず、介護保険サービスの利用状況につきまして、サービスの区分別に申し上げますと、自宅での生活を継続しながらサービスを利用する居宅サービスでは、訪問介護や通所介護、医師の診断に基づく通所リハビリテーションの利用が伸びております。これらのサービスの利用者として、自宅において生活援助を必要とする高齢者が増えており、高齢に伴う疾病や骨折などによる運動機能の回復、また、車椅子等福祉用具の貸与など、サービスを利用しながら在宅での生活を維持されております。

次に、住み慣れた地域でサービスを受ける地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や認知症対応型通所介護の利用が増加傾向にあり、通所介護では、運動型のサービスとして身体機能の維持・向上のための利用が増えている状況であります。

次に、施設サービスでは、介護老人福祉施設（特養）への入居のほか、一定期間、医療的ケアを受けながら自宅復帰を目指す介護老人保健施設の利用が増えております。

ご質問の介護保険サービスの問題点・課題、また、今後の取組についてであります。超高齢化社会の今、要介護・要支援認定者の増加や重度化が見込まれる中、全国的にもサービスの担い手となる介護職員の高齢化や人材不足が課題となっております。町内事業所におきましても、同様の状況が伺えるところであり、町では、国・県による介護職員等に関する情報を速やかに提供するとともに、物価高騰等の福祉事業所に関する支援策の動向なども注視してまいりたいと考えております。

また、身寄りのない高齢者への対応として、頼れる親族がいないことによる生活上の課題に対する支援機関が必要とされております。町では、このようなケースに地域包括支援センターが中心となり、相談支援に努めておりますが、様々な専門分野からの支援が不可欠であり、役割分担の在り方や相談機能の確保など、各関係機関と協議・連携強化を図ってまいります。

次に、高齢者の方の実態調査に関するご質問にお答えいたします。この調査は、3年に一度、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに合わせて行っており、令和8年度は策定年度にあたることから、計画策定の基礎資料とするため、居宅において介護サービスを利用する要介護・要支援認定者と、サービスを利用されていない元気高齢者を対象に、県と市町村が共同で、7年10月1日を基準として実施いたしました。

内容といたしましては、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況、介護に関する意識や必要な施策などについてお聞きするものであります。

次に、要支援及び要介護認定者の推移についてであります。それぞれ年度末の認定者数は、令和4年度は要支援210人、要介護590人、合計800人。5年度、要支援194人、要介護613人、合計807人。6年度、要支援214人、要介護640人、合計854人で、直近では7年12月末の要支援207人、要介護667人、合計874人と年々増加しております。

また、要支援・要介護認定者の有効期間は、心身の状態に合わせて3か月から最大4年となっておりますが、7年12月末時点の認定者のうち、前回調査からの要介護状態の変化は、重くなった方は281人、軽くなった方は97人、同じ介護度の方は353人となっております。

次に、ケアマネージャーについてのご質問であります。介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーは、介護保険制度の中で要介護者等の心身の状況や生活環境を把握した上で、必要な介護サービス等を組み合わせたケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行う専門職であります。また、利用者本人、ご家族の生活上の困り事や希望を聞き取り、円滑なサービス利用につながるよう、医療と介護の連携を行うなど、利用者家族をサポートする役割を担っているところであります。

ケアマネージャーとの連携としまして、2か月に1回、地域支援連絡会を開催しており、情報

共有や支援困難ケースなど対応方法の検討、制度の理解と支援の質の向上を図るための研修会により、地域課題を早期に把握し、支援につなげる体制を整えているところであります。

次に、車椅子タクシー利用者への補助に関するご質問にお答えいたします。町で実施する高齢者福祉サービスとして、社会福祉協議会に委託する外出支援サービスは、一般の交通機関の利用が困難な方や車椅子利用者等を対象に、医療機関等への通院・入退院等を目的とした有償サービスとなっております。介護保険制度において、保険給付サービスのほかに、地域の実情に応じて様々な施策を実施することができる地域支援事業では、サービスの提供を住民やボランティアが主体となり、サービスの多様化を図る介護予防・生活支援サービス事業が導入されています。

しかしながら、町内に移動支援サービスの提供体制がないことから、通院以外の外出に関する困り事につきましては、個々の状況に応じた手段の情報提供を行っております。今後、地域のニーズや状況を把握する中で、地域支援の必要性なども含め、検討してまいりたいと考えております。

**12番（滝沢君）** ただいま、町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。

まず、町道整備ということのご答弁でございますが、現状、町道の整備状況等を説明をしていただきました。私も住んでいる立場から言いますと、坂城高校南側のA01号線の拡幅工事ですが、これは本当に長年の懸案になっておりまして、ようやく拡幅までいったかということなんです。本当に今までは大型車やトラックが来ますと、すれ違いができないということで、結構、あそこでガードパイプにサイドミラーをこすって破損したという事例があったんですが、そこら辺も、ある程度、回避をできるのではないかと思います。ただ、全体を通しては、文化センターから南側が全て拡幅ということではありませんので、また将来に向けて整備のほうもお願いしたいと思います。

それから、危険箇所といいますか、今、課長の答弁からもありました、年に1回、関係団体の皆さんと現地確認をして、整備につなげていただいているということですが、これも本当に大切なことで、その後の答弁にありました、交差点のカラー舗装、それからグリーンベルトということでは対応していただいているんですが、これも拡幅してグリーンベルトならいいんですけど、今までの道路のところにはグリーンベルトという状況なので、これもやはり車が通行するにあたっては一つの注意喚起にはなるんですが、完璧ではないということも言えますので、今後、これも課題かなという気がいたします。

それと、あとは危険箇所の関係で、そういうご答弁でしたが、やはりハード面だけではなくて、ソフト面といいますか、年に4回の交通安全集会、それから日頃も交通安全協会、交通指導員、PTAの皆様による見守りと、街頭指導、安全への啓発活動等もしていただいているんですが、やはりそういう町民の皆さんに、子供たちも含めて啓発活動をするという、これも重要な取組だと思っておりますので、関係機関の皆様におかれましては、今後も変わらずお願いを

したいというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど言いましたように、2万8千メートル強の町道整備、具体的には、まだ数十%というようなデータだったと思うんですけれども、町内、坂城町も限られた土地の中で拡幅工事ということで、非常に困難な場合もあると思うんですけれども、やはり住民の皆さんの目線に立って進めていただくようお願いをしたいと思います。

次に、介護保険サービス制度についてですが、今、ご答弁をいただいて、介護度が、どうしても事業費がかかりますので、やはり上がる方が多くないと、なかなか事業費がかさむんじゃないかなというふうに思っておりましたが、結構、介護度が上がる方が多いのかなという印象です。ですから、これから今の1割負担が2割になるとか、そういう動きもありますし、それから、最初の人材の問題、これも私も利用させていただいて、そういう声を聞くということもありまして、大きな課題だと思っております。

ただ、私ごとではあります、そういう介護サービスを受けている立場から言いますと、本当に多くの事業者さんの支援をいただいて、関係機関の皆さんには感謝をするところなんです、1人のために、在宅、それから通所を含めて、各事業所が一体となって、1つのワンチームとなって対応していただいているということは、本当に大きな支えになっております。特に、高齢者の独り暮らしの方、答弁にもありましたが、そういう方の対応というのは、なかなか目が行き届かないところがあるんですが、そういう事業者の皆さんの支えというのは非常に大きな力になると思いますので、そこら辺の充実、この辺も、また各関係機関の皆さんと協議をして進めたいというふうに思っております。

それと、もう一つ大きな目的の、介護状態になっても、それ以上、重篤などといいますか、大きな障害にならないリハビリテーション、介護の普及、それから、それ以前に予防介護といいますか、介護状態にならないための予防介護、医療も含めて、そういう軽減をしていくという取組、これも大変に重要な位置づけがあると思いますので、そこら辺の進め方もお願いをしたいと思います。

1点、この介護関係で質問をさせていただきたいと思いますが、要支援・要介護状態になられた方について、避難行動要支援者名簿ということが、皆さんご存じのとおりあるわけですが、そこでの登録の方法と、それから、それをどういう形で災害時に避難対応につなげていただくのか、そこら辺の仕組みをご説明をさせていただきたいのですが、その点、まず再質問をお願いいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 要支援者に関連してのご質問についてお答えいたします。

要支援者名簿について、災害時の避難対応に役立つ仕組みでございますが、町におきましては、災害時に自力での避難が困難な要支援者を把握し、必要な支援につなげるため、要介護認定3以上の方等を登載した要支援者名簿を作成しております。災害発生時の迅速な避難等の実施に結びつけるため、要支援者の同意を得た上で、平常時より関係機関や地域の避難支援者に名簿の

提供を行い、災害時に備えた地域の支援体制づくりに活用しております。

また、災害の発生時または発生のおそれがある場合においては、同意の有無にかかわらず、法令に基づき、避難支援等関係者に名簿情報を提供できるものとされております。

こうした規定を踏まえつつ、平常時から、いざというときに確実に支援につながるよう、関係者との連携強化に努めております。

## 12番（滝沢君） 再質問、ご答弁をいただきました。

名簿に記載して、恐らく各自主防災会のほうへも、そういう情報が行くと思うんですが、これはご提案ということで述べさせていただきますけれども、現在、その要支援者名簿に基づいて、支え合いマップというのが、これは社会福祉協議会のほうを中心に作成をされていますが、これが27自治区で、まだ多くの区が作成をされていないという状況があると思うんです。やはり自分がそういう立場になると、本当に誰が助けに来てくれるかと、非常に不安になる場合があると思うので、そこら辺の周知といいますか、広報、各自主防災会が中心にはなっていくと思うんですが、ぜひいろんな機会に支え合いマップの拡大といいますか、取り組んでいただくというようなことを、ぜひ周知のほうをお願いしたいと思っております。

それと、介護サービスも非常に多岐にわたって様々なサービスがあるんですけれども、いろんな情報をいただくと、当町ではサービスの事業がなくて、上田市辺りではやっている事業というものもあるわけです。今回、1つずつ上げるということはありませんけれども、そこら辺の連携と情報交換といいますか、そういうことも取っていただいて、少しでも介護者の方が便利に使っていただくというサービスがあれば、ぜひとも取り入れていただきたいというふうに思っております。

では、デマンド交通についてですが、今、町長のほうから今の状況と今後の取組ということでご答弁をいただいたのですが、非常に多くの方が、この1年間で登録をされているということで、トータルで4,600名ぐらいが登録されていて、非常に関心が高いのかなという気がいたします。行く場所も、やはり医療機関、商業施設、金融機関、公共施設、駅等、それぞれ幅広いところで利用されているということで、ますますこの必要性というのは大きくなっていくのではないかというふうに思っております。いろいろご提案もさせていただきましたけれども、できること、できないことがまだあると思うんですけれども、ぜひ利便性の向上に向けて、いろんな協議会を含めて検討をしていただきたいということです。

それと、今までの答弁にもありましたように、循環バスとの連携、これも循環バスもそれなりの利用をされる方もいますし、目的地の合わせ方では、循環バスとデマンド交通、乗り合いタクシー、マッチングで非常に利用が拡大できる可能性もあると思いますので、そこら辺の研究も一つお願いしたいと思います。

では、そのデマンド交通について、ちょっと1点だけ質問させていただきたいんですが、令和8年度の当初予算に、乗り合いタクシー運行業務として1,570万円が上程をされております

が、このところ県内のタクシー代値上げの報道があります。町内事業者の動向、それはどのような状況でしょうか。そして、もしタクシー代が値上がりした場合、事業者負担等の考えをお聞きいたします。

以上、再質問いたします。

**建設課長（高橋君）** ただいまのデマンド交通についての再質問にお答えいたします。

タクシーの運賃につきましては、運輸局庁が定める運賃適用地域ごとに上限額、また下限額が定められておりまして、長野県につきましては、令和5年9月に運賃改定が行われ、初乗り料金の上限額が640円から700円に、時間制運賃の上限額も30分あたり3,900円から4,300円に引き上げられ、運行距離に応じて加算される料金につきましても、約10%の上昇となったところであります。

また、昨年12月に、県内のタクシー事業者から運賃改定の要請書というものが提出されるとお聞きしており、今後、条件が整い次第、運賃改定の可否についての審査が開始されるというような状況をお聞きしております。

ご質問にありました町内事業者のタクシー料金の動向についてであります。これまで長野県地区で定められた運賃の下限額と上限額の範囲内で運行されているとお聞きしております。また、デマンド交通、乗り合いタクシーの運行にあたりましては、先ほど申し上げました長野県地区に適用されている時間制運賃の上限額であります30分当たり4,300円を積算根拠として運行事業者と委託契約を締結しているところであります。

事業委託の契約につきましては、年度ごとの契約でありまして、長野県地区のタクシー運賃改定があった場合には、運行事業者との協議により、基本的には翌年度の契約から委託料を変更することを想定し、予算計上してまいります。利用者の皆様からご負担をいただく料金の改定については、当面は現行どおりと考えているところであります。

**12番（滝沢君）** ただいま再質問にご答弁をいただきました。

タクシー代が値上がりした場合でも、利用者には料金のアップはない。今は500円ということですから、500円に対応していただけるということで確認をいたします。

ただ、やはり、それだけ町としては事業費、これだけのところに、またプラスということになってきますので、そこら辺を勘案していただいて、適切な運営をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

では、結びということでお願いいたします。いよいよ令和8年度から、新複合施設などの大型ハード事業が進められます。子育て支援、教育、医療、健康、福祉の拠点として、また多くの町民が集う場所として、大きな役割を果たすことが期待されるわけですが、多様化が進む時代において、様々な立場の方がいらっしゃいます。町民一人一人に寄り添い、誰一人取り残すことなく、健康で安心して暮らすことができ、優しさにあふれたまちづくりを進めていただくことをお願い

いたしまして、一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 滝沢議員、ご苦労さまでした。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑、公営企業会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 午前11時47分）

